

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

仮払い等をした交際費の申告書調整

《内容》

顧問先の建設業のA社においては、当期はこれまでの受注残高もあり黒字を確保できる予定ですが、翌期は大幅な赤字になると見込まれます。

翌期であれば、交際費課税の適用を受けても欠損金が減少するだけで、当面の納税額は出ないのではないかという思惑もあり、当期における交際費について、既に支払ったものは仮払金として処理し、未払のものは未払金に計上せず、いずれも翌期に繰り越して翌期の交際費とするようなことができますか。

『答』

当期における交際費等について、既に支払ったものを仮払金として処理し、未払のものは未払金に計上しないような処理は認められません。

具体的には、仮払経理をし、または未払経理をしていない交際費等は、いったん申告書別表四で所得金額から減算して損金算入します。そして、その損金算入された交際費等を含めて損金不算入額を計算し、その損金不算入額を所得金額に加算する申告調整が必要になります。

(解説)

1 交際費課税を定めた租税特別措置法第61条の4第1項では「法人が……各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と規定しています。そのため、交際費課税は、交際費等の支出すなわち接待、供応等の行為に対する課税であるといわれます。

この場合、交際費等の支出の事実があったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうと解されていますので、法人が交際費等につき仮払または未払等の経理をして

いるとしていないとを問わず、実際にこれらの行為があった事業年度において交際費課税が行われます（措通61の4(1)－24(2)）。

2 一般的にいわれるツケ払いなどで接待等を行ったが、事業年度終了時まで請求書がきていないような場合や接待費がわからないため、当期に未払金として経理処理していないことも考えられます。このような場合にも、未払いの接待費も当期の交際費等の額に算入する必要がありますので、相手先のお店等に未払いの金額を照会するなどして、金額を確認する必要があります。

3 したがって、当期における交際費等について、既に支払ったものを仮払金として処理し、未払のものは未払金に計上しないような処理は認められません。いずれも、当期において接待、供給等を行ったとすれば、当期の交際費等の額に含める必要があります。翌期に繰り越して翌期の交際費等とするような処理はできません。

4 そのため、具体的には、仮払経理をし、または未払経理をしていない交際費等は、いったん申告書別表四で所得金額から減算して損金算入します。そして、その損金算入された交際費等を含めて損金不算入額を計算し、その損金不算入額を所得金額に加算する申告調整が必要になります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。